

十日町市立学校学習者用端末等貸与要綱

(目的)

第1条 この告示は、十日町市立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）が、学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合を含む。）において使用する学習者用端末等を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習者用端末等 タブレット端末、ノート型パーソナルコンピュータその他学習の用に供する情報機器及びその附属品をいう。
- (2) 貸与 十日町市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が児童生徒に対し、学習者用端末等を無償で使用させることをいう。
- (3) 保護者 親権者又は未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。
- (4) 使用者 学習者用端末等の貸与を受けた児童生徒及びその保護者をいう。
- (5) 学校の管理下 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 児童生徒が、学校の教育課程に基づく授業を受けているとき。
 - イ 児童生徒が、休憩時間中に学校にあるとき、又は校長の指示若しくは承認に基づいて学校にあるとき。
 - ウ 児童生徒が、通常の経路及び方法により登下校をしているとき。
 - エ その他校長が学校の管理下と認めるとき。
- (6) 家庭等の管理下 前号に掲げる学校の管理下以外の場合をいう。
- (7) 故障等 学習者用端末等の故障、破損、紛失（盗難による場合を含む。）その他これらに類する事由をいう。
- (8) 要領 この告示に基づき教育委員会が別に定める十日町市立学校学習者用端末等貸与要領をいう。
- (9) ガイドライン この告示及び要領に基づき教育委員会が別に定める十日町市立学校学習者用端末等使用ガイドラインをいう。

(所有権)

第3条 学習者用端末等の所有権は、十日町市に帰属する。

(貸与対象者)

第4条 学習者用端末等を貸与する対象となる者は、十日町市立学校に在籍する児童生徒とする。

(貸与期間)

第5条 学習者用端末等の貸与期間は、当該児童生徒が十日町市立学校に在籍する期間とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸与の申請)

第6条 学習者用端末等の貸与を受けようとする児童生徒及びその保護者は、教育委員会が別に定める貸与依頼書を校長に提出しなければならない。

2 前項の貸与依頼書には、次に掲げる事項に関する誓約を含めるものとする。

(1) この告示、要領及びガイドラインを遵守すること。

(2) 学習者用端末等を善良な管理者の注意をもって管理し、適正に使用すること。

(3) 故障等が生じた場合には、教育委員会及び学校の指示に従うこと。

(4) 次に掲げる場合には、弁償その他必要な措置に応ずること。

ア この告示、要領及びガイドラインに違反した際に生じた故障等

イ 使用者の故意又は重大な過失による故障等

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

3 第1項の貸与依頼書の提出をもって、保護者は、この告示、要領及びガイドラインの内容を承諾し、これらを遵守する旨を誓約したものとみなす。

4 貸与する学習者用端末等が更新、代替その他の事由により変更となった場合においても、第1項の貸与依頼書の再提出は要しない。この場合において、第2項各号に掲げる誓約事項は、変更後の学習者用端末等についても適用するものとする。

(貸与の決定)

第7条 校長は、前条第1項の規定による貸与依頼書の提出があったときは、その内容を確認し、学習者用端末等の貸与の可否を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定により貸与を決定するに当たり、必要があると認めるときは、貸与に条件を付することができる。

3 校長は、貸与の状況を学習者用端末等管理簿により管理するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、学習者用端末等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 学習活動その他教育委員会が認める目的の範囲内で使用すること。

(2) 学校又は教育委員会が定める使用方法及び使用時間を遵守すること。

(3) 学習者用端末等を改造し、分解し、又は教育委員会の承認を受けない設定変更を行わないこと。

(4) 学習者用端末等を第三者に貸与し、又は使用させないこと。

(5) 法令又は公序良俗に反する行為、その他教育委員会が不適当と認める行為をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は学校が必要と認めて指示する事項を遵守すること。

(管理責任)

第9条 使用者は、学習者用端末等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、学習者用端末等を亡失し、又は毀損しないよう適切に取り扱わなければならない。

3 使用者は、学習者用端末等の管理に当たり、学校又は教育委員会の指示に従わなければならない。

(学校外での使用)

第10条 学習者用端末等の学校外での使用及び持ち帰りについては、教育委員会又は学校の指示に従うものとする。

2 前項の規定により学校外へ持ち帰った学習者用端末等については、家庭内での保管その他の取扱いに関し、使用者は、教育委員会又は学校が定める方法により管理しなければならない。

(故障等の報告)

第11条 使用者は、学習者用端末等に故障等が生じたときは、速やかに学校を経由して教育委員会に報告しなければならない。ただし、学校の管理下において生じたものについては、この限りではない。

2 校長は、前項の報告を受けたとき、又は学校の管理下において故障等が生じたことを把握したときは、速やかにその状況を確認し、教育委員会に報告しなければならない。

(費用負担及び弁償)

第12条 学習者用端末等の費用負担及び弁償に関し必要な事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学校の管理下において生じた故障等については、使用者の故意による場合を除き、教育委員会がその修繕、再取得その他の措置に要する費用を負担し、保護者に弁償を求めない。

(2) 通常の使用、又はその他やむを得ない事由により生じた故障等については、教育委員会がその修繕その他の措置に要する費用を負担する。

(3) 家庭等の管理下において故障等が生じた場合のうち、次に掲げるときは、教育委員会は、保護者に対し弁償を求めることができる。

ア この告示、要領又はガイドラインに違反した際に故障等が生じた場合（当該故障等が過失又は偶発的なものであるときを含む。）

イ 使用者の故意又は重大な過失により故障等が生じた場合（この場合、修理費用又は再取得費用の全額を原則として弁償を求めるものとする。）

2 弁償の要否ならびに弁償額の決定は、教育委員会が行う。

3 教育委員会は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ当該保護者に対し、その理由および金額を通知するものとする。

(返却)

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学習者用端末等を返却しなければならない。

- (1) 児童生徒が卒業し、又は転出したとき。
- (2) 学習者用端末等の貸与が不要となったとき。
- (3) 教育委員会が返却を求めたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(使用の制限等)

第14条 校長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、学習者用端末等の使用の制限その他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) この告示、要領又はガイドラインに違反したとき。
- (2) 学習者用端末等を貸与の目的以外に使用したとき。
- (3) その他学習者用端末等の適正な使用のために必要があると認めるとき。

2 校長は、前項の措置を講じたときは、使用者に対し、その理由を説明するものとする。

3 校長は、前項の説明に当たっては、児童生徒の学習の機会の確保に配慮しなければならない。

(貸与の取消し)

第15条 校長は、使用者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、同項の措置によってもなお改善が見込まれず、貸与の継続が著しく不適當と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、学習者用端末等の貸与を取り消すことができる。

2 校長は、前項の規定により貸与を取り消そうとするときは、あらかじめ、使用者に対し、その理由を説明するものとする。

3 校長は、前項の説明に当たっては、児童生徒の学習の機会の確保に配慮しなければならない。

4 校長は、第1項の規定により貸与を取り消したときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

5 校長は、貸与を取り消した後、取り消しの事由が解消したと認めるときは、改めて学習者用端末等を貸与することができる。

(個人情報の取扱い)

第16条 学習者用端末等の使用に伴い取得される情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び十日町市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年十日町市条例第3号）の定めるところによる。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、学習者用端末等の貸与及び利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。